

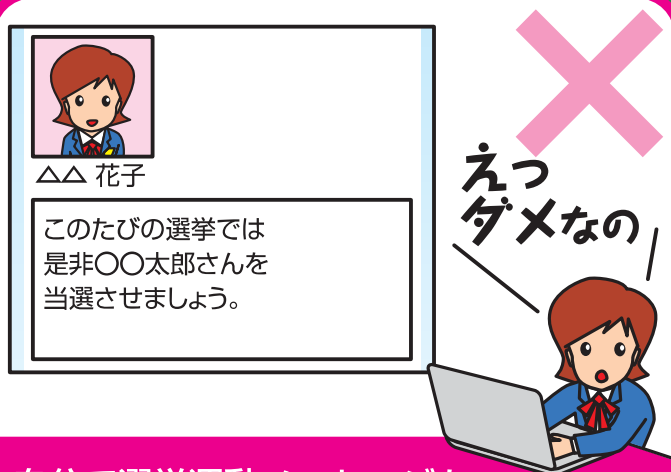
インターネットを使った選挙運動が解禁されましたが、 未成年(年齢満20歳未満)の方は 選挙運動はできません!

インターネットでも
現実の世界でも

未成年者の選挙運動は、法律で禁止されています。(公職選挙法第137条の2)

選挙運動とは、特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として投票をしてもらうために有利な活動のことです。

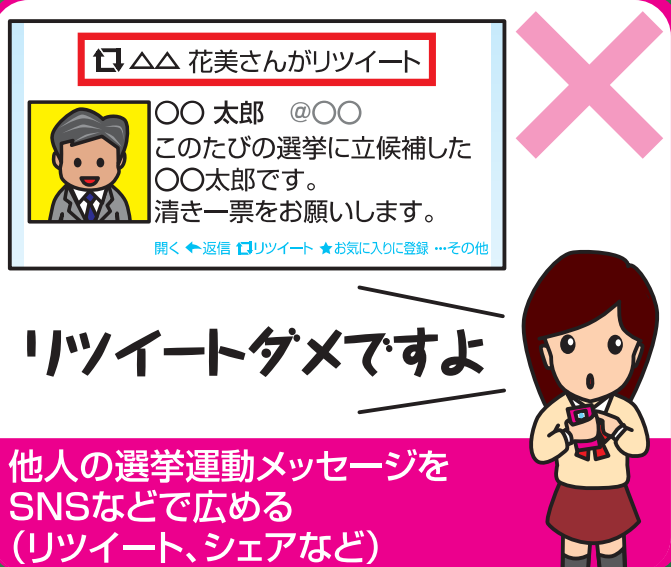
例えば、未成年者が特定の候補者を当選させるために以下のようなことをすると、法律違反で罰せられるおそれがありますので、注意してください。



自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込み



他人の選挙運動の様子を
動画共有サイトなどに投稿



他人の選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)



送られてきた選挙運動用
電子メールを他人に転送
※一般有権者も禁止されています。

これらはあくまで例示であり、選挙運動に当たるかどうかは、個別具体の事実関係に即して判断されます。

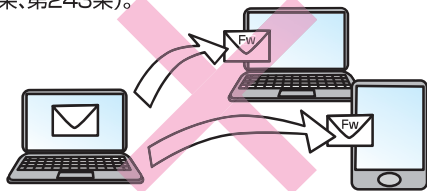
インターネット選挙運動については、詳しくは総務省ホームページを御覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) 検索
総務省

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

選挙運動の方法等に関する規制(例)

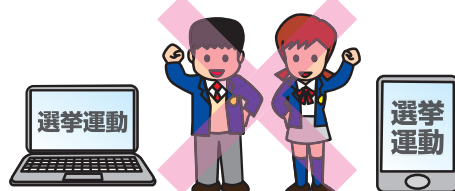
有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



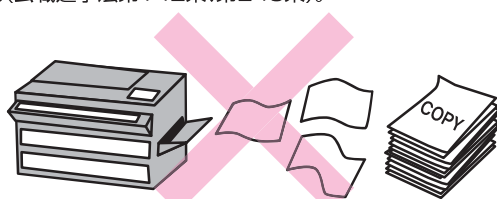
未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)